

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）モニタリング基本計画書（案）（令和2年12月24日改訂版） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
1	モニタリング基本計画書（案）	8, 9, 10	表2-1	提出期限 年間事業計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで） 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）業務継続計画書（運営事業BCP）： 基本協定締結後速やかに（ただし，遅くとも本協定締結後30日以内に） 単体作成財務諸表：事業年度末から 90日以内 連結作成財務諸表：事業年度末から 90日以内 会計監査人による監査報告書：事業年度末から 90日以内 9個別事業の貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表：事業年度末から 90日以内 年間業務報告書：事業年度末から 90日以内 半期業務報告書：第2四半期末から 45日以内 四半期業務報告書：各四半期末から 45日以内 セルフモニタリング結果報告書：年間業務報告書 提出時及び月末から30日以内	提出期限 年間事業計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）業務継続計画書（運営事業BCP）： 水道施設運営権の設定に係る許可申請前まで 単体作成財務諸表：事業年度末から 60日以内 連結作成財務諸表：事業年度末から 60日以内 会計監査人による監査報告書：事業年度末から 60日以内 9個別事業の貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表：事業年度末から 60日以内 年間業務報告書：事業年度末から 60日以内 半期業務報告書：第2四半期末から 30日以内 四半期業務報告書：各四半期末から 30日以内 セルフモニタリング結果報告書：年間業務報告書 及び月間業務報告書提出時
2	モニタリング基本計画書（案）	11	表2-2	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで
3	モニタリング基本計画書（案）	11	脚注6	2個別事業ごととは，大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業 それぞれについて，計画書又は報告書を作成することをいう。	2個別事業とは，大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業の水道用水供給事業2事業を意味する。
4	モニタリング基本計画書（案）	12	表2-3	提出期限 年間保守点検・修繕計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間保守点検・修繕計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで
5	モニタリング基本計画書（案）	14	表2-5	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで） 年間運転管理・水質管理報告書：事業年度末から30日以内（別途県が指定する事項については， 事業年度末から60日以内 ）	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで 年間運転管理・水質管理報告書：事業年度末から30日以内
6	モニタリング基本計画書（案）	14	脚注7	3個別事業ごととは，仙塩工業用水道事業，仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業の それぞれについて，計画書又は報告書を作成することをいう。	3個別事業とは，仙塩工業用水道事業，仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業の工業用水道事業3事業をいう。
7	モニタリング基本計画書（案）	15	表2-6	提出期限 年間保守点検・修繕計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間保守点検・修繕計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで
8	モニタリング基本計画書（案）	17	表2-8	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで
9	モニタリング基本計画書（案）	17	脚注8	4個別事業ごととは，仙塩流域下水道事業，阿武隈川下流域下水道事業，鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の それぞれについて，計画書又は報告書を作成することをいう。	4個別事業とは，仙塩流域下水道事業，阿武隈川下流域下水道事業，鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の流域下水道事業4事業をいう。
10	モニタリング基本計画書（案）	18	表2-9	提出期限 年間保守点検・修繕計画書： 本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間保守点検・修繕計画書： 当該事業年度の前事業年度末30日前まで

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
11	モニタリング基本計画書（案）	19	表2-10	書類 改築計画書 着手届（設計） 完成届（設計） 設計図書 着手届（工事） 施工計画書 工事完成図書 事故報告書	書類 改築計画書 着手届（設計） 業務計画書（設計） 完成届（設計） 設計図書 着手届（工事） 施工計画書 工事完成図書 事故報告書
12	モニタリング基本計画書（案）	20	本文	運営権者は、土地、 建築物 及び工作物等貸付業務について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表2-11に示す書類を県に提出して確認等を受ける。	運営権者は、土地、 構築物 及び工作物等貸付業務について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表2-11に示す書類を県に提出して確認等を受ける。
13	モニタリング基本計画書（案）	20	表2-11	土地、 建築物 及び工作物等貸付業務のモニタリングに係る書類及び県の行為	土地、 構築物 及び工作物等貸付業務のモニタリングに係る書類及び県の行為
14	モニタリング基本計画書（案）	20	表2-11	提出期限 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表 ⁹ ：事業年度末から 90日 以内	提出期限 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表 ⁹ ：事業年度末から 60日 以内
15	モニタリング基本計画書（案）	20	脚注9	関連業務を含めた財務諸表を作成すること。	-
16	モニタリング基本計画書（案）	21	表2-13	書類 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表	書類 事業単位ごとの 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表
17	モニタリング基本計画書（案）	21	表2-13	運営権者による書類の提出期限 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表：事業年度末から 90日 以内	運営権者による書類の提出期限 事業単位ごとの 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表：事業年度末から 60日 以内
18	モニタリング基本計画書（案）	21	表2-13	県のモニタリング手順 ・任意事業計画書の内容が法令に抵触するものでないか、義務事業、附帯事業に影響を及ぼすものとなっていないか、独立採算事業となっているか確認する。 ・年度ごとに貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表の提出を受け、確認する。	県のモニタリング手順 ・任意事業計画書の内容が法令に抵触するものでないか、義務事業、附帯事業に影響を及ぼすものとなっていないか、独立採算事業となっているか確認する。 ・年度ごとに 事業単位ごとの 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表の提出を受け、確認する。
19	モニタリング基本計画書（案）	23	本文	なお、この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を 最小限度 破壊して検査することができる。	なお、この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を 必要な限りにおいて 破壊して検査することができる。
20	モニタリング基本計画書（案）	24	表3-1	違反レベル：レベル4重度の要求水準違反（法令違反） 事象 - 流域下水道事業： ・放流水質に関する法定基準未達（ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） ・法令違反	違反レベル：レベル4重度の要求水準違反（法令違反） 事象 - 流域下水道事業： ・放流水質に関する法定基準未達（ 水質日常試験・中試験結果の月平均値が法定基準未達である場合 、ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） ・法令違反